



年次報告書 2019

2018年4月1日～2019年3月31日

新生信託銀行の概要

| | |
|---------|---|
| 名称 | 新生信託銀行株式会社 |
| 英文名称 | Shinsei Trust & Banking Co., Ltd. |
| 設立年月日 | 平成8年11月27日 |
| 本店所在地 | 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル |
| 代表取締役社長 | 久保貴裕 |
| 営業所 | 本店のみ |
| 資本金 | 50億円 |
| 発行済株式数 | 100千株 |
| 株主 | 株式会社新生銀行(保有株式数 100千株、保有割合 100%) |
| URL | http://www.shinseitrust.com/ |
| | 登録金融機関業務 / 関東財務局長(登金)第22号 日本証券業協会加入 |

目次

| | | | |
|---------------------------------|----|------------------|----|
| ごあいさつ | 1 | 業績の概要 | 13 |
| 当社の業務内容 | 2 | 財務諸表 | 15 |
| 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況 | 5 | 信託業務の状況 | 19 |
| 当社の戦略と方向性 | 6 | 営業の状況 | 21 |
| コンプライアンスとリスク管理体制 | 8 | 資産の状況 | 22 |
| 組織の状況 | 12 | 自己資本の充実の状況(国内基準) | 25 |
| | | 報酬等に関する開示 | 31 |
| | | 索引(法定開示項目一覧) | 32 |

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。計数につきましては、原則として単位未満を切捨ての上、表示しております。当社で取扱いのない取引および該当のない事項については、本文中または索引(法定開示項目一覧)内に掲示しております。

ごあいさつ

皆さまには、平素より新生信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、1996年11月に株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）の全額出資により設立されて以来、資産の流動化・証券化業務の分野において、高い専門性を駆使して、お客さまのニーズに的確かつ迅速に応えるユニークな信託サービスをご提供しております。

このたび、2018年度の決算概況および事業内容を報告させていただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じ、新生信託銀行について一層のご理解をいただけますと幸いです。



昨今の資産流動化市場については、引き続き質的・量的金融緩和政策のもとでの資金調達環境の影響を受けつつも、投資家サイドの運用ニーズの多様化や、資産回転型ビジネスやオフバランスニーズの高まりとともに、不動産市況が概ね堅調に推移したことから、一定の拡大基調を維持しております。当社は専門性の高いカスタムメイドの信託業務を提供し、既存のお客さまとの信頼関係の構築を心掛けるとともに、新規のお客さまの開拓にも注力してきました。2018年度の業績としましては、特に不動産ノンリコースローンや割賦債権の流動化、海外アセットに対する取り組み等に関する受託業務が好調であったことに支えられ、経常収益1,863百万円（対前年度比378百万円増加）、経常利益645百万円（同314百万円増加）となり、2018年度末の信託財産残高は前年度末比で3,151億円増の2兆5,468億円となりました。

また、2017年12月より合同運用指定金銭信託事業（商品名「新生パワートラスト」）をスタートし、個人投資家の方々への募集を行っております。当社は法人向けの資産流動化信託を中心として営業してきましたが、個人顧客を対象とした資産管理運用型サービスへ進出することにより、より多様な業務の提供が可能となりました。今後も、当社役職員一丸となって、お客さまのお役に立てる専門信託として、その機能の充実に努めてまいります。

お客さまから信頼を託される「フィデューシャリー」として、高い倫理観と専門性を持って常にお客さま本位の姿勢を貫き、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく先駆的なマインドを持ち日々挑戦し、託された信頼に誠実に応えてまいります。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2019年7月
代表取締役社長 久保 貴裕

当社の業務内容

主要な業務

当社は、ストラクチャード・ファイナンス市場および不動産流動化市場において、信託の受託者およびキャッシュマネージャーとして、金融サービス・ソリューションを提供しております。2017年度より合同運用指定金銭信託の募集を開始し、個人向けの資産管理運用型信託の分野にも進出しました。

当社の主要な業務の内容は以下の通りです。

1. 金銭の信託

金銭の信託は、受託者である当社が委託者から金銭を受け入れ、国内外の株式や債券などの有価証券・各種ローン・匿名組合契約出資持分や売掛債権などの金銭債権・各種デリバティブ等で運用するものです。信託終了時に受益者に交付する財産が金銭である「金銭信託」と、金銭のみならず信託財産のまま交付することもできる「金銭信託以外の金銭の信託」があります。

当社では金銭の信託のうち、委託者が信託財産の運用方法を具体的に特定する「特定金銭信託」および「特定金外信託」を中心に受託しております。委託者から指図された有価証券・金銭債権等の購入・管理・回収等の業務について、必要に応じて当社から信頼できる先に外部委託し、その実績を報告しております。

2. 金銭債権の信託

委託者の保有する金銭債権を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は金銭債権の債権者となり、信頼できる先に外部委託することにより債権の回収等を行い、回収した金銭を受益者に交付します。金銭債権には、貸付債権を信託する貸付債権信託や、リース・クレジット債権、売掛・手形債権等を対象とする信託等があります。

3. 包括信託（種類を異にする二以上の財産の信託）

委託者の保有する金銭債権や有価証券に加えて、金銭を受け入れるなど、委託者のニーズに応じ、種類の異なる2つ以上の財産を1つの信託行為で引き受ける信託です。

4. 不動産の信託（土地及びその定着物の信託）

不動産（土地及びその定着物）を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は信頼できる先に外部委託するなどして不動産の管理等を行い、受益者に事業収益を交付します。当社では、借地・共有・区分所有などの権利関係の複雑な不動産、開発型・ホテル・アミューズメント・GMS・老人ホーム等のオペレーショナルアセットについても積極的に受託しております。また、信託業務外で、受益者であるSPCの資金管理業務も行っております。

5. 不動産信託受益権の媒介業務

信託受益権の売買において、顧客（売り手・買い手）探索を行なうほか、信託受益権売買の実務で必要となる「金融商品の販売等に関する法律」に基づく重要事項の説明および「金融商品取引法」に基づく信託受益権の内容の説明ならびに書面の交付を行っております。

6. 合同運用指定金銭信託の募集

合同運用指定金銭信託商品「新生パワートラスト」は実績配当型（予定配当率固定）の金銭信託です。

受託実績

当社は、証券化・流動化業務における信託機能の提供に特化したビジネスを営んでおります。

設立から今日までの間、証券化取引の多様化とこれに伴う信託取引のニーズ拡大等、その時々々の経済環境の変化に応じて、サービスラインの拡充を図ってきました。2017年度より合同運用指定金銭信託の募集を開始し、個人向けの資産管理運用型信託の分野にも進出しました。

以下では、当社がこれまでに手掛けてきた案件の一部を紹介します。

1990年代後半から2000年代にかけて

1. 銀行ローン、売掛債権、手形債権、診療報酬債権の証券化
2. 大手外資系証券会社のアレンジによる1,000億円超の大型リース案件の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
3. 入居保証金返還請求権の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
4. デットアサンプションによる社債のオフバランス取引
5. 株式の信託と信託勘定における売却オプションの購入による株式担保資金調達スキーム
6. 株式の信託と貸株による運用
7. 1兆円超の超大型銀行ローンCLOプログラム
8. 住宅ローン事業から撤退する金融機関からの業務買取型住宅ローンの証券化
9. 1,000億円超の本邦初のマルチ・アセット型住宅ローン証券化案件
10. ショッピング債権とカードローン債権を一体化した1,000億円超のカード債権証券化マスタートラストプログラム
11. セラー受益権を使ったリボルビング契約に基づく貸金業債権の証券化プログラムおよびマスタートラストプログラム
12. 大量手形のリボルビングによる資金調達プログラム
13. 400億円超の大型オフィスビルやメガバンク本店ビルを背景としたCMBS案件
14. 信託を使った海外プロジェクト、国内事業、または国内不動産などの資産買取プロジェクトへの匿名組合出資プログラム
15. 信託を使った海外不動産LLP・LPへの投資プログラム
16. 信託を使った海外投資家の国内不動産、TMK社債等への投資プログラム
17. 邦銀初のNPL 証券化プログラムにおけるキャッシュマネージャー
18. M&Aにおける買収先企業の主要資産（不動産、債権等）の信託プログラム
19. 信託勘定によるCDS契約締結により受益権によるCDS投資を実現したクレジットリンク信託
20. 多数のノンリコースローン、特定目的社債、匿名組合出資を背景とした3,000億円超の複数の不動産ポートフォリオを裏づけとする一連のコンデュイト型CMBS案件、数千億円規模の不動産を背景とするものをはじめとするメガバンク、外資のCMBS案件
21. ローンによる投資を希望する投資家が、社債、受益権に投資するための信託勘定借入プログラム

2010年代以降

22. 不動産信託における信託勘定借入プログラム
23. ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットの不動産信託、CMBS
24. 信託を使った各種メーカーの研究開発事業への投資プログラム
25. 不動産リファイナンス時において、新規匿名組合出資持分、旧匿名組合出資持分を信託して、新規匿名組合出資持分に優先的に配当する匿名組合出資持分信託
26. 信託勘定において、TMK社債や、ローンなどの原資産を保有し、投資家が信託勘定とトータルリターンスワップやローンパーティシペーション契約を行うことで、原資産のポジションをとるプログラム
27. 数十年に亘る自治体の事業における将来債権の信託プログラム（日本版レベニュー債）
28. 改正貸金業法に対応し、和解債権にも対応したメガバンク系信販会社のカードローン信託
29. ノンバンクの個人顧客宛住宅ローン、提携ローンを信託勘定から実行することで、ノンバンクのオリジネーション力を生かして銀行など投資家の資産を積み上げるウェアハウジングプログラム

30. 信託勘定で有価証券レポ取引 (General Collateral trade) により資金調達を行うプログラム
31. 携帯設備投資に関する外資系企業の売掛金の流動化信託
32. 議決権を信託勘定にて一任運用で行使する政策株管理处分信託
33. 投資家から信託勘定向けローンを借り入れて、信託勘定から不動産開発事業を行う不動産特定共同事業法の営業者に信託勘定から匿名組合出資を行うプログラム
34. 住宅金融支援機構の証券化支援事業 (保証型) に基づく受益権投資プログラム
35. 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業による保険付ローン受益権投資プログラム
36. 不動産に対する根抵当権担保ローンをオリジネーターが自己信託により資金調達する際の信託事務及びバックアップ信託受託者業務の受託
37. 長期のオーバーパーの債券や貸付金を信託設定し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
38. リゾートホテル、ビジネスホテル、オフィスビル、商業施設等を裏付資産とする不動産信託受益権の媒介業務
39. 信託勘定にて太陽光発電設備を発注・保有し、売電契約を締結して売電収入を信託収益とするとともに、設備を責任をもってO&M (オペレーターアンドメンテナンス) 業者に管理を委託し、資金を管理することで、従来SPCスキームではファイナンスをつけるのが困難であった案件を推進し、また、投資家へのディストリビューションを容易にする信託
40. 金銭の信託の信託勘定からローンを実行して、プロジェクトファイナンスローンを信託財産として投資家が受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資家が投資できたりする信託の受託業務 (プロジェクトボンド信託)

*J-MONEY誌 (旧 ユーロマネー日本語版) が主催する、2013年のベストディールを表彰する「ディール・オブ・ザ・イヤー」において、「JREメガソーラープロジェクトボンド信託」案件が、ストラクチャード・ファイナンス部門のベストディールに選定されました。また、Asia Money誌、キャピタル・アイの各社から平成25年のベストディールの賞をいただいております。
41. 金銭の信託の信託勘定から発電事業を行うSPCに匿名組合出資を行う信託
42. 外国債券 (クレジットリンク債、仕組債、海外ソブリン債、ABS、CLOなど) を信託勘定で購入し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
43. 金銭の信託の信託勘定から外国企業の株式に投資する信託
44. TMK社債、SPC社債を中心とする社債の財務代理人 (社債FA) 業務
45. 有価証券等を担保とした個人向けローンを信託して、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
46. 米国法を準拠法とする売掛債権を金銭信託勘定で購入し、国内投資家が投資できるようにする信託
47. クラウドファンディング、ピア・ツー・ピア (P2P) レンディング、online consumer finance、marketplace lendingなどと言われるカテゴリーに属するインターネットを介在して組成された米国消費者ローン債権を裏付資産とする米国信託のGlobal Certificateを信託財産として、投資家が、受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資できたりする信託
48. 外資系大手不動産ノンリコースレンダーの事業撤退に伴い、その保有ローン、社債を信託して信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
49. 開発型不動産や海外投資家の大型不動産プールにローンを実行し、事後的にシンジケーションを可能とする信託
50. 海外航空会社向け航空機リース料債権を背景とした円建て信用力補完型信託
51. 外資系スポンサーの太陽光発電事業にファイナンスを行うプロジェクトボンド信託
52. 無制限・無補償の出力抑制の対象となる太陽光発電事業に対するファイナンスを行う信託
53. 複数のヘルスケアアセットを保有する特定目的会社の発行する社債を購入する金銭信託及びその社債の財務代理人業務受託
54. 有料道路のコンセッション (運営権売却) 事業において、匿名組合出資する金銭信託
55. 中国をはじめとする海外企業に対して信託勘定からローンを実行し、投資家は信託受益権または信託勘定向け国内ローンで海外向けローンポジションをとれる信託
56. 劣後のない形で個人向けローン・住宅ローンに投資する信託
57. 大口融資先や航空機ファイナンス等で信託を活用したディストリビューション案件の受託
58. 海外REIT買収案件にかかる大型リファイナンス案件のシンジケーションに対する信託社債を含む特金信託
59. 事業法人によるキューブ型ホテルオペレーターとのJVによる開発案件に対する不動産信託
60. 地方銀行のアパートメントローン流動化に対するアレンジャー業務及び受益権媒介業務
61. 主に外国人観光客がQRコード決済を行うにあたり、海外の銀行からの決済送金資金の受託
62. 大型M&A案件における資金調達サポートを目的とした金銭の信託の信託勘定から優先株式に投資する信託
63. 新生銀行RMとの連携により銀行取引先の資金調達とオフバランスを目指した売掛債権の流動化

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当社は、金銭債権及び不動産を中心とした流動化・証券化に対する受託を主たる業務とし、信託ビジネスを展開している信託銀行です。

中小企業者等からの借入条件の変更等の相談・申込みに対しては、信託銀行として受益者の意向も踏まえつつ真摯に対応し、必要に応じて経営指導や助言を行うよう努めております。また、信託を利用した資金調達により、中小企業者等が財務の健全性を維持しつつ、事業の拡大を進めていくための支援を行っております。

地域の活性化を支援する取組としては、例えば、信託を使った太陽光発電事業の推進が挙げられます。当社は、全国20カ所以上の太陽光発電事業の信託業務に携わっていますが、その多くが都市部以外の地域で、民間企業や地方公共団体等が所有する遊休地の活用を図るものであり、そのなかには、東日本大震災で被災した地域も含まれております。また、今後はバイオマス発電事業等を含む他の再生エネルギー事業への取組を拡大する方向にあります。

また、当社は、東日本大震災の復興事業関係者やボランティアを対象とした、中長期滞在型の宿泊施設である「バリュー・ザ・ホテル古川 三本木（宮城県大崎市）」と「バリュー・ザ・ホテル東松島 矢本（同県東松島市）」の2つのホテル開発プロジェクトに参画し、2013年の開業以来、現在に至るまで、その施設の受託を継続しております。これら2つのホテルは地域復興の拠点として重要な役割を担っており、当社も信託受託者としてその事業の一翼を担ってまいります。

さらに、近年、都市部での高齢者人口増加に伴う介護施設不足が深刻化し、地方の介護施設への役割期待が高まっているなか、当社は、全国各地で地域に密着した高齢者介護施設（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅）の受託を進めております。加えて、今後は保育園等の分野にも取り組みを広げる検討をしております。新生銀行では、医療・ヘルスケアを重点分野の一つと位置付けておりますが、当社もグループの一員として、これまでに蓄積した専門的なノウハウを活用・提供し、地域におけるヘルスケア事業の発展に貢献してまいります。



山口県 光市



岩手県 滝沢市

当社の戦略と方向性

中期経営戦略について

当社は新生銀行グループの一員として、新生銀行が定める中期経営戦略（2019年度～2021年度）のもと、当社が「めざす姿」とその実現に向けた「基本方針」を定めております。

● めざす姿

- ◇ 専門信託としてのサービスの提供を通じて、お客さま・地域および産業の成長と発展に貢献していくとともに、信託銀行としての社会的責任や公的な使命を果たしていくことを常にめざす。
- ◇ 法令や社会的な規範を厳格に遵守し、オペレーショナル・リスクを適切に管理しつつ、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく、先駆的なマインドを持って日々挑戦していく。
- ◇ 新生銀行グループ一丸となってお客さまへの提供価値の最大化を実現していくため、当社のケイパビリティ（企業の成長の源泉となる成長力）の強化・活用により、信託業務専門のグループ子会社としての専門性を強みとして醸成し、価値共創型のビジネス展開による成長機会を追求していく。

● 基本方針

- ◇ 資産流動化信託業務を主とした高い専門性を駆使して、お客さまのニーズに的確かつ迅速に対応する。そのための更なる専門性の追求と新たな業務分野の開拓を進めるとともに、確立した内部統制態勢に裏打ちされた的確かつ迅速な意思決定を行うことで差別化を図る。
- ◇ お客さまとの取引の拡大を進めることで、スキルを磨き、経験を積み、ソリューション力を高め、その知見やノウハウを基に、顧客サービスの更なる向上に努める。
- ◇ オペレーショナル・リスクの管理とその低減のため、プロセスやシステムの絶えざる改善・改革に努め、業務の正確性・生産性・効率性・機動性を高め、またBCP（事業継続計画）の高度化を図る。
- ◇ 人材の多様性や柔軟な働き方を推進し、組織の活性化と効率化を図るとともに、定期的な研修実施や社内人事および銀行との人事交流を通じて人材育成に努める。

顧客本位の業務運営に関する取組方針について

当社は、新生銀行グループの一員として、お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営の実践に向け、以下原則に則った「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しております。

- ① 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
- ② お客さまの最善の利益の追求
- ③ 利益相反の適切な管理
- ④ 手数料等の明確化
- ⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
- ⑥ 顧客にふさわしいサービスの提供
- ⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、これらの原則の実践に誠実に取り組みます。また、その取組状況は、当社ホームページにて公表しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/fiduciary.html> 「顧客本位の業務運営に関する取組方針」の策定について)

(参照URL http://www.shinseitrust.com/news/pdf/180829_fiduciary.pdf 「顧客本位の業務運営に関する取組方針」に係る取組状況について)

◇ 勧誘方針

当社は、「金融商品勧誘方針」を制定し、当社の金融商品の販売等にあたってはこの方針を遵守します。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/salespolicy.html> 金融商品勧誘方針)

◇ 利益相反管理体制

当社は、お客さまの利益が利益相反取引によって不当に害されることのないよう「利益相反管理ポリシー」を策定し、業務に関する情報を適切に管理する体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/policy/index.html> 利益相反管理ポリシー (概要))

コンプライアンスとリスク管理体制

法令等遵守の体制

コンプライアンスは当社の重要な課題であるとの認識から、当社ではコンプライアンス体制の強化および高度化に向け不断の取組みを行っています。この一環として、当社は新生銀行グループ行動憲章および新生銀行グループ行動規範を制定し、両規程およびコンプライアンス関連諸規程の社内周知と浸透を通じて、コンプライアンス体制の一層の充実を図っております。当社の全ての役職員は日々の業務遂行に当たって、次の行動基準を遵守しなければなりません。

- (1) コンプライアンスの観点からの問題点の発見、問題の未然防止
- (2) コンプライアンス案件発生時の迅速かつ公正な報告、相談
- (3) コンプライアンス優先の原則

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/charter.html> 新生銀行グループ行動憲章)

当社ではコンプライアンス活動の適切な運営のために、次のとおりコンプライアンス体制を組み、権限と責任を定めております。

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社内で発生するコンプライアンス関連事項について具体的な議論や決議、報告を行っています。コンプライアンス委員会は常勤取締役、常勤監査役を委員とし、経営管理部主管取締役が議長を務めます。また、親会社である新生銀行の子会社管理に関する主管部及び法務・コンプライアンス統括部からそれぞれ外部委員が参加し、グループ一体となったコンプライアンス体制の構築に努めております。
- ② 当社は、社内各部にコンプライアンス管理者およびコンプライアンス管理補助者を設置しています。コンプライアンス管理者は、各部役職員に対するコンプライアンス指導や各部のコンプライアンス案件の判断および各部コンプライアンス状況のモニタリングや活動報告書の作成等を通じて、社内のコンプライアンス意識の浸透に重要な役割を担っています。
- ③ 当社は、経営管理部長をコンプライアンス統轄責任者としています。コンプライアンス統轄責任者は、コンプライアンス状況のモニタリング、またその結果を反映させたコンプライアンス企画推進をするとともに、コンプライアンス管理者を統轄します。
- ④ 当社は、監査部を各部のコンプライアンス状況およびコンプライアンス体制の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。
- ⑤ 当社は、コンプライアンスホットライン制度を導入し、当社の役職員等が、法令等の違反、あるいはその疑いのある事実を通報できるシステムを構築しています。通報を行ったことを理由に通報者に対して不利益な扱いを行うことは禁止されており、また社外の通報受付窓口を通じた通報を可能にするなど、実効性ある体制構築に努めております。

当社は、コンプライアンス活動は継続的な取組が必須であると認識し、連続性を重視したコンプライアンスプログラムを一年に一度策定しております。コンプライアンスプログラムは、社内周知され、各部の業務運営に活用されています。

コンプライアンスプログラムには、役職員を対象とした教育研修活動も含まれます。当社は、役職員向け研修を積極的に開催し、社内のコンプライアンスマインドの醸成を図っております。特に、E-learning形式による研修については、全役職員(派遣社員を含む)を原則受講対象者として、関連法令等の習熟に努めています。

◇ 反社会的勢力との関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応します。当社は、反社会的勢力の不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力に活動基盤を与えないため、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言します。万が一、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合、当社は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的に対応します。

(参照URL http://www.shinseitrust.com/support/anti_social.html 反社会的勢力に対する基本方針)

◇ 個人情報保護方針

当社は、お客さまの個人情報の保護を経営上の重要な使命と位置付け、これを適切に保護・管理するため、「個人情報保護の基本方針」を制定し、同方針に則って適切な個人情報保護管理体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/personalinfopolicy.html> 個人情報保護の基本方針)

◇ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

新生銀行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシーを掲げ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の最重要課題の一つと位置付けて、全社的な態勢整備に取り組んでいます。当社も、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当社固有のリスクを特定・評価した上で、当該リスクに対し個別の施策を実施することでリスクの低減を図っています。特に2019年は、第4次FATF(金融活動作業部会)対日相互審査を控えており、経営陣のリーダーシップの下、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に取り組んでいます。また、今後も対策の有効性を検証し不断の見直しを図っていくことは新生銀行グループとしての至上命題です。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/amlcft.html> 新生銀行グループマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー)

◇ 指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

◎ 銀行業務および登録金融機関業務に関する苦情・紛争

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

◎ 信託業務および登録金融機関業務（信託受益権売買等業務）に関する苦情・紛争

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817335（フリーダイヤル） または 03-6206-3988（携帯電話の場合）

受付日：月曜日～金曜日（祝日などの銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時15分

リスク管理体制

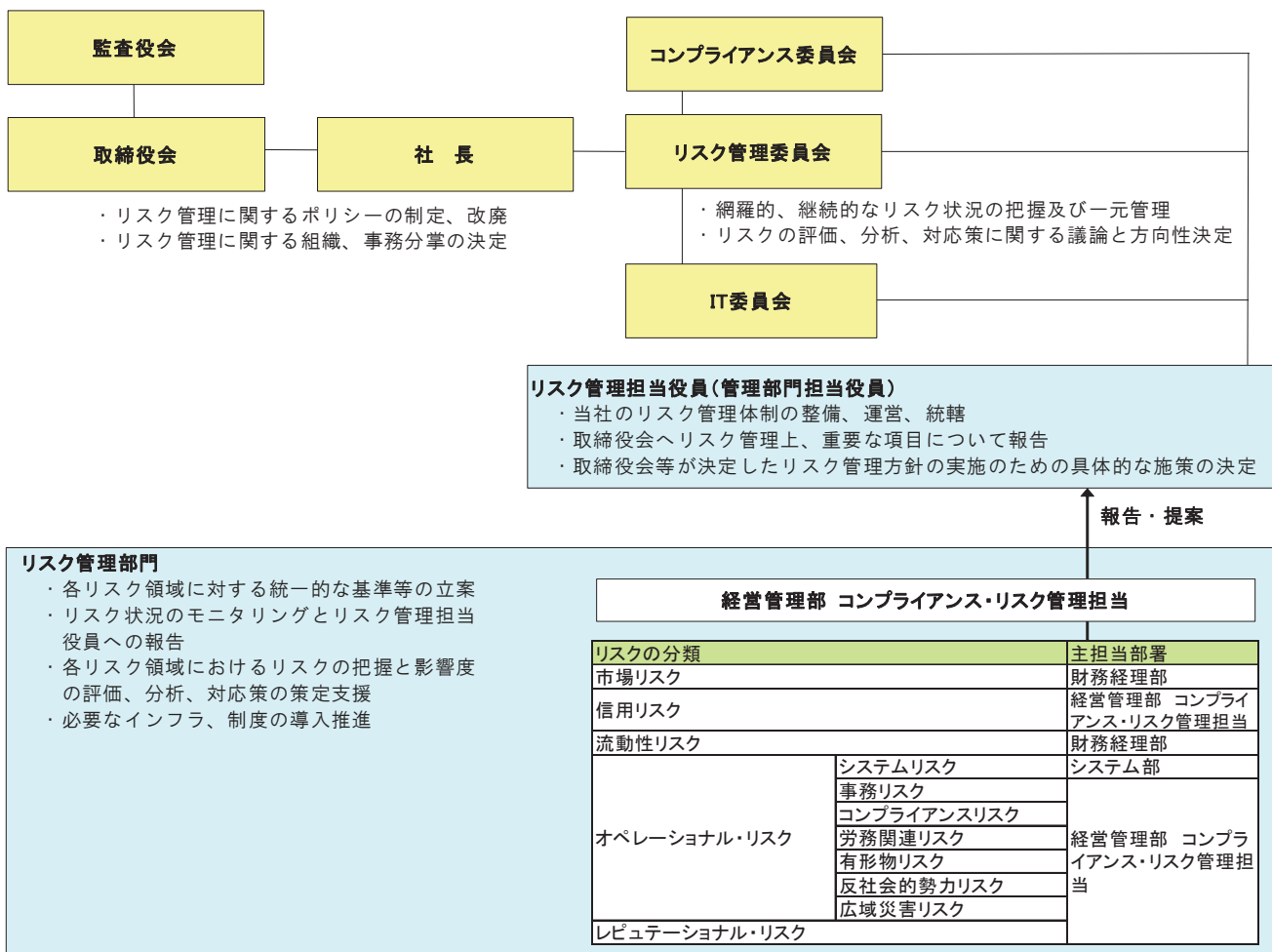
当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識およびリスクマネジメントの基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めております。

当社は、「リスク管理ポリシー」において、当社が管理するリスクを、（1）市場リスク（2）信用リスク（3）流動性リスク（4）オペレーショナル・リスク（5）レピュテーション・リスクと分類・定義しております。なかでも当社は資産の流動化を主とするビジネスモデルを展開しているため、オペレーショナル・リスクを管理すべき最大のリスクと認識しております。当社は、そのリスク特性に対応すべく、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めて、リスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築しており、オペレーショナル・リスクを事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、定性面、定量面双方から管理しています。

なお、広域災害リスクの管理にあたっては、当社は業務継続体制管理ポリシーを個別に定め、当社の事業活動に対する中断事由が生じた場合に、当社が契約に基づいて受託した信託財産の確保及び維持を継続してお客さま及び社会に対する責務を最大限円滑に果たすための体制確保に努めております。

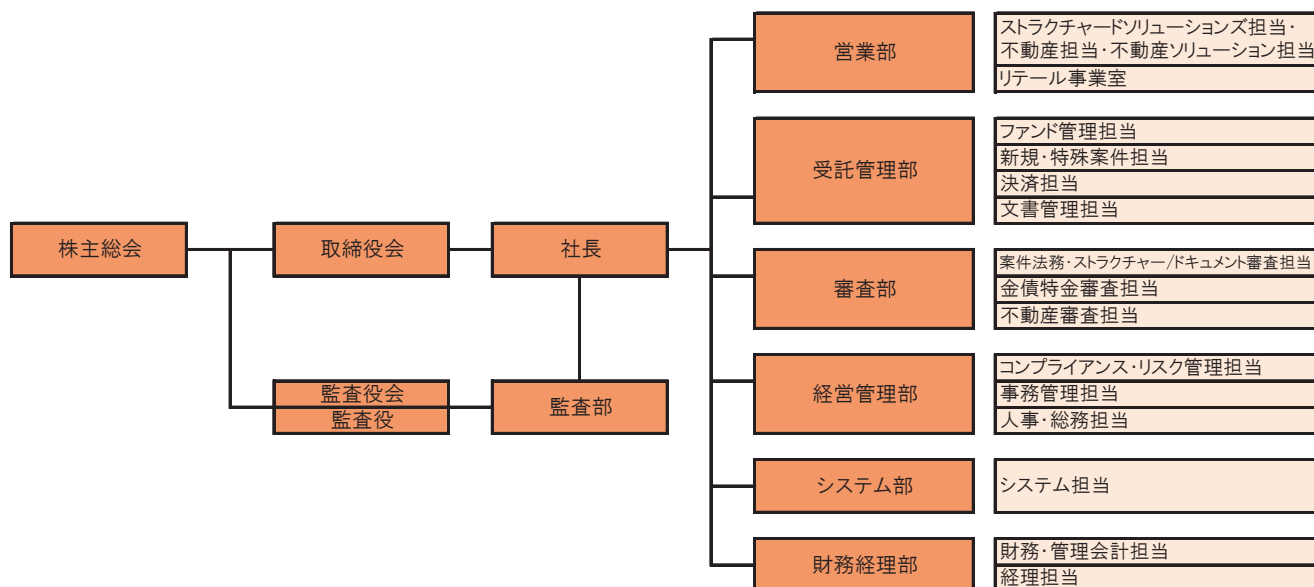
各オペレーショナル・リスクの把握、評価、報告、対応策策定という一連の管理プロセスを、適切かつ効果的に実現するため、当社はリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会には、当社の業務運営上の諸リスクが報告されるだけでなく、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、IT委員会からリスク管理に関する事項につき報告を受け、事件・事務事故を含む各種事故・苦情等の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングが行われるほか、業務継続体制の整備を推進するための全社的な協議、調整も行われております。

リスク管理体制図



組織の状況

組織表(2019年7月1日現在)



(注) 監査部は、社長に直属するとともに、監査役会に対しても直接報告を行います。

役員状況(2019年7月1日現在)

| 役職名 | 氏名 | |
|----------|--------|---------------------|
| 代表取締役社長 | 久保 貴裕 | |
| 取締役 | 城野 雅信 | 営業部担当 |
| 取締役 | 栗原 美江 | 受託管理部・審査部担当 |
| 取締役 | 大木 良 | システム部・経営管理部・財務経理部担当 |
| 取締役(非常勤) | 日比野 孝俊 | |
| 取締役(非常勤) | 山崎 武志 | |
| 監査役 | 下村 大作 | |
| 監査役(非常勤) | 小川 裕之 | |
| 監査役(非常勤) | 保田 真紀子 | |

(注) 下村監査役、保田監査役は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況(2019年3月31日現在)

| 従業員数 | うち男性 | うち女性 | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均給与月額 |
|------|------|------|--------|--------|--------|
| 62人 | 32人 | 30人 | 40歳9ヶ月 | 6年3ヶ月 | 462千円 |

(注) 「平均給与月額」は、3月の定例給与及び時間外手当を合計した平均給与月額であります。

業績の概要

金融経済環境

当事業年度の我が国経済は、海外経済の減速を主因に回復にやや陰りがみられました。期中の推移をみると、前年からの設備投資の増加、雇用の改善の動きは継続しましたが、年後半以降、米中貿易摩擦や新興国経済の減速を受けて、輸出や生産が弱含む展開となりました。先行きについては、欧米の金融政策が緩和的となったことによる景気下支え効果や、中国の経済対策の効果による外需の回復が見込まれています。国内では2019年10月に消費増税が控えており、国内外の経済動向に注視が必要な状況にあるといえます。

金融市場を概観すると、国内金利については、日本銀行が2018年7月に導入した政策金利のフォワードガイダンスにより「当面の間、きわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している」と「長期金利は経済物価の変動に応じて上下にある程度変動しうる」旨の公表がなされており、市場において低金利維持よりも金利の変動幅拡大が重要視されたこと等から、年度前半に0%近辺で推移していた長期金利（10年国債利回り）が、10月には0.15%台後半まで上昇しました。しかし、その後は金融・経済環境の悪化にもかかわらずパウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長が12月に利上げ継続の意思を示したことや、FRBが2019年3月に市場の事前予想よりも大幅に緩和的な金融政策スタンスを示したことにより、かえって経済の先行きに対する懸念が強まった結果、長期金利は2019年3月末にはマイナス0.08%程度（2018年3月末は0.04%程度）となりました。

為替相場については、堅調な米国経済を受けて米連邦公開市場委員会（FOMC）が段階的に政策金利の引き上げを行ったこと等により円安・ドル高の流れが続き、2018年10月には114円程度まで米ドルが上昇しました。しかし、上述のように経済見通しが悪化したことなどにより、米ドルが下落し、米ドル・円は2019年3月末には111円程度（2018年3月末は106円程度）となりました。

事業の経過および成果

昨今の資産流動化市場については、引き続き質的・量的金融緩和による資金調達環境の緩和の影響を受けつつも、投資家サイドの運用ニーズの高まり、資産回転型ビジネスやオフバランスニーズの高まりとともに、不動産市況が堅調に推移したこともあり、一定の拡大基調を維持しております。

こうした環境下、流動化市場においても多種多様な資産を対象としたスキームへの対応が求められてきております。当社は専門性の高いカスタムメイドの信託業務を提供し、お客さまのご要望にお応えしながら既存のお客さまとの信頼関係構築を心がけるとともに、新規のお客さまの開拓に注力してまいりました。

当事業年度も昨年度に引き続き、不動産や海外資産に対しての信託受益権・信託勘定向けローン投資を可能とする信託の受託を主力事業としつつ、個人向け投資用マンションやアパートメントに対する集合ローン債権の流動化信託、割賦債権、リース料債権の流動化信託、大口融資先や大型開発案件向けローンのディストリビューションのための信託、大型M&A案件におけるシンジケーションのための信託、QRコード決済のための信託、株式関連の信託、財務代理人業務、ヘルスケア関連施設に関する受益権媒介等に取り組んでまいりました。また、当事業年度に特筆すべき新たな取り組みとしては、新生銀行のお取引先さまである事業法人に対して新生銀行グループと協調して提案型の信託受託業務を推進したことがあげられ、これにより新生銀行グループとしてファイナンス、信託受託、証券仲介といった収益機会を獲得することができました。

また、2017年12月より合同運用指定金銭信託の募集を開始しております。これまでのサービスの中心であった法人向けの資産流動化信託に加え、個人向け資産管理運用型信託へ進出したことにより、より多様な業務の提供が可能となりました。

当事業年度の業績といたしましては、上述の様々な取り組みにより受託業務全般にわたり堅調に推移した結果、以下のとおりとなっております。

業績の概況

(経営成績)

当事業年度の経常収益は1,863百万円(前事業年度比378百万円増加)、経常費用は1,217百万円(同64百万円増加)、経常利益は645百万円(同314百万円増加)となりました。

経常収益については、上記に記載した取り組みが奏功し、前事業年度と比べて増収となりました。

一方、経常費用については、引き続き費用の抑制に努めたものの、2017年12月に事業開始となった合同運用指定金銭信託事業に要する費用の発生もあり、営業経費は前事業年度と比べて増加となっており、経常費用全体としても前事業年度対比で増加しております。

以上に加えて、特別損失97百万円と法人税等合計181百万円を計上した結果、当期純利益は366百万円(同144百万円増加)となりました。

(財政状態)

当事業年度末において、総資産は9,630百万円(前事業年度末比1,651百万円増加)となりました。主要な勘定残高としては、現金預け金が9,192百万円(同2,698百万円増加)となりました。

純資産は、当期純利益の組み入れにより7,699百万円(同366百万円増加)となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは2,708百万円の収入(前事業年度は3,143百万円の支出)、投資活動によるキャッシュ・フローは9百万円の支出(同102百万円の支出)、財務活動によるキャッシュ・フローは該当なし(同該当なし)となりました。この結果、当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、期首残高から2,698百万円増加し、9,192百万円となりました。

信託業務の状況

当事業年度末の信託財産残高は、前事業年度末と比べて3,151億円増加し、2兆5,468億円となりました。

信託業務別では、金銭信託以外の金銭の信託(特定金外信託)が1兆4,372億円(同2,279億円増加)、包括信託が6,283億円(同416億円増加)、土地及びその定着物の信託(不動産信託)が3,034億円(同568億円増加)、金銭債権の信託が1,333億円(同286億円減少)等となっております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

| 科目 | 2015年 3月期 | 2016年 3月期 | 2017年 3月期 | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 経常収益 | 1,135 | 1,458 | 1,203 | 1,484 | 1,863 |
| 経常利益 | 25 | 327 | 116 | 330 | 645 |
| 当期純利益 | 1 | 207 | 74 | 222 | 366 |
| 資本金 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 発行済株式総数(千株) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 純資産額 | 6,829 | 7,036 | 7,110 | 7,333 | 7,699 |
| 総資産額 | 7,483 | 7,775 | 10,134 | 7,979 | 9,630 |
| 預金残高 | - | - | - | - | - |
| 貸出金残高 | - | - | - | 1,000 | - |
| 有価証券残高 | - | - | - | - | - |
| 単体自己資本比率(国内基準) | 201.83% | 218.75% | 253.84% | 198.74% | 221.53% |
| 配当性向 | - | - | - | - | - |
| 従業員数(人) | 68 | 65 | 59 | 60 | 62 |
| 信託報酬 | 1,053 | 1,271 | 1,095 | 1,277 | 1,788 |
| 信託勘定貸出金残高 | 70,775 | 166,905 | 254,040 | 326,472 | 386,275 |
| 信託勘定有価証券残高 | 79,661 | 234,012 | 549,432 | 747,025 | 970,967 |
| 信託財産額 | 1,603,580 | 1,753,595 | 1,939,466 | 2,231,637 | 2,546,811 |

財務諸表

以下の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、会社法第436条第2項第1号の定めにより、有限責任監査法人トーマツの監査を受けた計算書類に基づいて作成しています。

貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 | 科目 | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 |
|------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金預け金 | 6,493 | 9,192 | その他負債 | 530 | 1,795 |
| 預け金 | 6,493 | 9,192 | 未払法人税等 | 41 | 63 |
| 金銭の信託 | 0 | — | 未払費用 | 89 | 165 |
| 貸出金 | 1,000 | — | 未払費 | 23 | 24 |
| 証書貸付 | 1,000 | — | 前受収益 | 78 | 72 |
| その他資産 | 237 | 284 | 預り金 | 218 | 1,356 |
| 前払費用 | 14 | 15 | 資産除去債務 | 66 | 62 |
| 未収収益 | 79 | 112 | その他の負債 | 13 | 50 |
| 未収入金 | 12 | 25 | 賞与引当金 | 102 | 119 |
| 敷金・保証金 | 130 | 130 | 役員賞与引当金 | 12 | 15 |
| その他の資産 | 0 | 0 | | | |
| 有形固定資産 | 62 | 49 | 負債の部合計 | 646 | 1,930 |
| 建物 | 57 | 46 | | | |
| その他の有形固定資産 | 5 | 2 | (純資産の部) | | |
| 無形固定資産 | 114 | 1 | 資本金 | 5,000 | 5,000 |
| ソフトウェア | 16 | 1 | 利益剰余金 | 2,333 | 2,699 |
| リース資産 | 98 | — | 利益準備金 | 1,630 | 1,630 |
| 繰延税金資産 | 71 | 102 | その他利益剰余金 | 703 | 1,069 |
| 貸倒引当金 | △0 | — | 繰越利益剰余金 | 703 | 1,069 |
| | | | 株主資本合計 | 7,333 | 7,699 |
| | | | 純資産の部合計 | 7,333 | 7,699 |
| 資産の部合計 | 7,979 | 9,630 | 負債及び純資産の部合計 | 7,979 | 9,630 |

損益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|--------------|----------|----------|
| 経常収益 | 1,484 | 1,863 |
| 信託報酬 | 1,277 | 1,788 |
| 資金運用収益 | 6 | 7 |
| 貸出金利 | 0 | 1 |
| 預け金利息 | 6 | 6 |
| 役員取引等収益 | 200 | 65 |
| その他の役員収益 | 200 | 65 |
| その他の経常収益 | 0 | 0 |
| 貸倒引当戻金 | — | 0 |
| 金銭信託運用益 | 0 | 0 |
| その他の経常収益 | 0 | — |
| 経常費用 | 1,153 | 1,217 |
| 役員取引等費用 | 99 | 55 |
| 支払為替手数料 | 1 | 1 |
| その他の役員費用 | 98 | 54 |
| その他の業務費用 | 0 | 0 |
| 外国為替売買損 | 0 | 0 |
| 営業経常費用 | 1,052 | 1,159 |
| その他の経常費用 | 0 | 2 |
| 貸倒引当繰入額 | 0 | — |
| その他の経常費用 | — | 2 |
| 経常利益 | 330 | 645 |
| 特別損失 | — | 97 |
| 減損損失 | — | 97 |
| 税引前当期純利益 | 330 | 547 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 107 | 211 |
| 法人税等調整額 | 0 | △30 |
| 法人税等合計 | 108 | 181 |
| 当期純利益 | 222 | 366 |

株主資本等変動計算書

2018年3月期

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------------|-------|-------|---------|----------|--------|-------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | | 繰越利益剰余金 | その他利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 5,000 | 1,630 | 480 | 2,110 | 7,110 | 7,110 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | 222 | 222 | 222 | 222 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 222 | 222 | 222 | 222 |
| 当 期 末 残 高 | 5,000 | 1,630 | 703 | 2,333 | 7,333 | 7,333 |

2019年3月期

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---------------|-------|-------|---------|----------|--------|-------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | | 繰越利益剰余金 | その他利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 5,000 | 1,630 | 703 | 2,333 | 7,333 | 7,333 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | 366 | 366 | 366 | 366 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 366 | 366 | 366 | 366 |
| 当 期 末 残 高 | 5,000 | 1,630 | 1,069 | 2,699 | 7,699 | 7,699 |

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|---------------------|----------|----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 330 | 547 |
| 減価償却 | 15 | 34 |
| 減損損失 | - | 97 |
| 貸倒引当金の増減(△は減少) | 0 | △0 |
| 賞与引当金の増減(△は減少) | △12 | 16 |
| 役員賞与引当金の増減(△は減少) | △2 | 3 |
| 資金運用収益 | △6 | △7 |
| 金銭の信託の運用損益(△は益) | △0 | △0 |
| 為替差損益(△は益) | 0 | 0 |
| 貸出金の純増(△は減少) | △1,000 | 1,000 |
| 預り金の純増減(△は減少) | △2,445 | 1,138 |
| 預り金の運用による収入 | 6 | 7 |
| その他の収入 | 3 | △12 |
| 小法人税等の支払額 | △3,109 | 2,823 |
| | △33 | △114 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △3,143 | 2,708 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 金銭の信託の解約および配当による収入 | 0 | 0 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △0 | - |
| 無形固定資産の取得による支出 | △103 | △10 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △102 | △9 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | - | - |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △0 | △0 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △3,246 | 2,698 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 9,739 | 6,493 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 6,493 | 9,192 |

(2019年3月期)

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|------------|---------|
| 建物 | 8年から18年 |
| その他の有形固定資産 | 4年から20年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及びび要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の

貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。なお、当事業年度末の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結納税制度の適用

当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、敷金・保証金のうち、35百万円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 68百万円

3. 関係会社に対する金銭債権総額 911百万円

4. 関係会社に対する金銭債務総額 160百万円

5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 0百万円

信託報酬及び役員取引等に係る収益総額 582百万円

関係会社との取引による費用

役員取引等に係る費用総額 17百万円

その他の取引に係る費用総額 121百万円

2. 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

(1) 親会社

(単位:百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注3) | 科目 | 期末残高(注3) |
|-----|----------|----------------|-----------|---------------|----------|----------------------|--------------|
| 親会社 | 株式会社新生銀行 | 被所有直接100% | 信託業務取引の受託 | 信託報酬及び手数料(注1) | 582 | 未収収益 未収入金 前受収益 | 0 2 12 |
| | | | 本店事務所等の転借 | 賃借料及び共益費(注2) | 95 | 前払費用 敷金・保証金 | 8 95 |

(注) 1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

2. 事務所転借における取引条件については、賃借面積に対する転借面積の割合等を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 兄弟会社等

重要なものはありません。

(3) 役員及びその近親者

該当事項はありません。

3. 減損損失に関する事項

以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要と減損損失の金額

(単位:百万円)

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|-----|----------|-----------------|----|
| 東京都 | システム関連資産 | ソフトウェア及び無形リース資産 | 97 |

(注) 減損損失97百万円のうち、ソフトウェアに関するものが20百万円、無形リース資産に関するものが77百万円であります。

(2) 資産のグルーピングの方法と減損損失の認識に至った経緯

当社は管理会計上、法人を主たる顧客とする信託ビジネスと個人を顧客とする信託ビジネス(以下、リテール事業)の2つに区分しており、当該区分を考慮して資産グループを決定しております。

リテール事業に係るシステム関連資産については、当該資産の経済的耐用年数期間内におけるリテール事業に係る将来キャッシュ・フローがマイナスとなることが見込まれることから、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 100 | — | — | 100 | — |
| 合計 | 100 | — | — | 100 | — |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金預け金と同額であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産の流動化に関する信託及び特定金外信託を主たる業務としております。資金運用については、当社の流動性リスク管理基準、市場リスク及び信用リスク管理基準に基づき、信用リスクが低く、流動性の高い運用に徹するものとし、短期的な預け金運用を中心に行っております。資金調達については、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などは行っていないため外部負債を必要とせず、行っておりません。

注記事項(続き)

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預け金であり、預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。
金融負債は主として預り金であります。これは主に合同運用指定金銭信託事業について、信託設定前における申込金の引落額を一時的に銀行勘定で預かり受けたことによるものです。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンを獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、クレジットラインを設定し、特定先への過度の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、信用リスクと同様に市場リスクについても、当該リスク・テイクによるリターンの獲得をビジネスの目的としておらず、保守的な運用に徹する方針を採っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、実績をリスク管理委員会に報告するほか、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社新生銀行からの当座貸越枠を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|--------------|-------|----|
| (1) 現金預け金 預け金 | 9,192 | 9,192 | - |
| (2) その他資産 未収入金 | 25 | 25 | - |
| 資産計 | 9,217 | 9,217 | - |
| (1) その他負債 未払金 | 165 | 165 | - |
| 預り金 | 1,351 | 1,351 | - |
| 負債計 | 1,516 | 1,516 | - |

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

これらはすべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

(2)その他資産

未収入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

負債

(1)その他負債

未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。預り金については、当事業年度末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 36 | 百万円 |
| 減損損失 | 29 | |
| 前受収益 | 22 | |
| 資産除去債務 | 19 | |
| 未払事業税 | 13 | |
| その他 | 21 | |
| 繰延税金資産小計 | 142 | |
| 評価性引当額 | △30 | |
| 繰延税金資産合計 | 112 | |
| 繰延税金負債 | | |
| 有形固定資産 | 9 | |
| 繰延税金負債合計 | 9 | |
| 繰延税金資産の純額 | 102 | 百万円 |

(1株当たり情報)

| | |
|---------------|---------------|
| 1株当たりの純資産額 | 76,999 円 20 銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 3,668 円 74 銭 |

(その他)

1. リース取引関係

(1)リース資産の内容

①所有権移転ファイナンス・リース取引

(ア)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3)その他

上記リース取引にかかる資産は減損損失の計上により、帳簿価額が零となっております。また、リース債務は返済済みであります。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の2019年3月期(2018年4月1日～2019年3月31日)に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。また、監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしました。

2019年7月1日

代表取締役社長 久保貴裕

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位:百万円)

| 科目 | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 | 科目 | 2018年 3月期 | 2019年 3月期 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (資産) | | | (負債) | | |
| 貸出証券 | 326,472 | 386,275 | 指定金銭信託 | 10,932 | 23,862 |
| 有価証券 | 747,025 | 970,967 | 特定金銭信託 | 16,007 | 20,539 |
| 金銭債権 | 817,818 | 823,509 | 金銭信託以外の金銭の信託 | 1,209,309 | 1,437,251 |
| 有形固定資産 | 234,757 | 290,755 | 金銭債権の信託 | 161,982 | 133,325 |
| 無形固定資産 | 2,516 | 2,516 | 土地及びその定着物の信託 | 246,677 | 303,489 |
| その他の債権 | 15,156 | 15,384 | 包括信託 | 586,727 | 628,343 |
| 現金預け | 87,890 | 57,404 | | | |
| 合計 | 2,231,637 | 2,546,811 | 合計 | 2,231,637 | 2,546,811 |

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については該当ありません。
2. 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)については取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|----------|----------|----------|
| 1年未満 | - | 1,367 |
| 1年以上2年未満 | 642 | 2,926 |
| 2年以上5年未満 | 1,520 | 3,671 |
| 5年以上 | 283 | 296 |
| その他のもの | - | - |
| 合計 | 2,446 | 8,261 |

- (注) 貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る有価証券の種類別運用残高

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|--------|----------|----------|
| 国債 | - | - |
| 地方債 | - | - |
| 社債 | - | - |
| その他の証券 | 12,713 | 16,713 |
| 合計 | 12,713 | 16,713 |

- (注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る貸出金残高(科目別)

(単位:百万円、かつこ内は構成比)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|------|--------------------|--------------------|
| 証書貸付 | 12,902 (100.0%) | 25,834 (100.0%) |
| 手形貸付 | - (-%) | - (-%) |
| 割引手形 | - (-%) | - (-%) |
| 合計 | 12,902 (100.0%) | 25,834 (100.0%) |

- (注) 信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等に係る貸出金残高です。
貸出金残高(科目別)以下、(契約期間別)、(担保種類別)、(業種別)、(使途別)、中小企業向け貸出の各表も同様です。

金銭信託等に係る貸出金残高(契約期間別)

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|----------|----------|----------|
| 1年以下 | 642 | 3,455 |
| 1年以上3年以下 | - | 1,144 |
| 3年以上5年以下 | 1,518 | 2,851 |
| 5年以上7年以下 | - | - |
| 7年以上 | 10,741 | 18,383 |
| 合計 | 12,902 | 25,834 |

金銭信託等に係る貸出金残高(担保種類別)

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|-------------|----------|----------|
| 有価証券 | 2,000 | 2,000 |
| 債権 | - | - |
| 不動産 | - | - |
| その他 | - | - |
| 小計 | 2,000 | 2,000 |
| 信託 | 10,902 | 23,834 |
| 合計 | 12,902 | 25,834 |
| (うち劣後特約貸出金) | (-) | (-) |

金銭信託等に係る貸出金残高(業種別)

(単位:百万円、かっこ内は構成比)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|---------|--------------------|--------------------|
| 金融・保険業 | 12,902 (100.0%) | 25,834 (100.0%) |
| 不動産業 | - (-%) | - (-%) |
| 各種サービス業 | - (-%) | - (-%) |
| 地方公共団体 | - (-%) | - (-%) |
| その他 | - (-%) | - (-%) |
| 合計 | 12,902 (100.0%) | 25,834 (100.0%) |

金銭信託等に係る貸出金残高(使途別)

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|------|----------|----------|
| 設備資金 | - | - |
| 運転資金 | 12,902 | 25,834 |
| 合計 | 12,902 | 25,834 |

金銭信託等に係る中小企業向け貸出

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|-------------------|----------|----------|
| 総貸出金(A) | 12,902 | 25,834 |
| 中小企業等に対する貸出金残高(B) | 12,902 | 25,834 |
| 比率(%) (B/A) | 100.0% | 100.0% |

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人です。

金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの運用残高

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|-------------|----------|----------|
| 金銭信託 | 12,902 | 25,834 |
| 有価証券 | 12,713 | 16,713 |
| 合計 | 25,616 | 42,548 |
| 貸出金合計 | 12,902 | 25,834 |
| 有価証券合計 | 12,713 | 16,713 |
| 貸出金及び有価証券合計 | 25,616 | 42,548 |

(注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

営業の状況

業務粗利益

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|---------|----------|------|-------|----------|------|-------|
| | 国内業務 | 国際業務 | 合計 | 国内業務 | 国際業務 | 合計 |
| 資金運用収支 | 6 | 0 | 6 | 7 | 0 | 7 |
| 資金運用収益 | 6 | 0 | 6 | 7 | 0 | 7 |
| 資金運用費用 | - | - | - | - | - | - |
| 役務取引等収益 | 1,377 | - | 1,377 | 1,798 | - | 1,798 |
| 役務取引等収益 | 1,477 | - | 1,477 | 1,854 | - | 1,854 |
| 役務取引等費用 | 99 | - | 99 | 55 | - | 55 |
| 特定取引収益 | - | - | - | - | - | - |
| 特定取引費用 | - | - | - | - | - | - |
| その他業務収益 | - | △0 | △0 | - | △0 | △0 |
| その他業務収益 | - | - | - | - | - | - |
| その他業務費用 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 業務粗利益 | 1,384 | △0 | 1,384 | 1,806 | △0 | 1,806 |
| 業務粗利益率 | 19.04% | | | 23.63% | | |

- (注) 1. 国内業務は国内店の円建取引、国際業務は国内店の外貨建取引です。
 2. 役務取引等収益には信託報酬を含みます。
 3. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | | |
|------|--------------|-------|-----|----------|-------|-----|-------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り | |
| 国内業務 | 資金運用勘定 | 7,269 | 6 | 0.09% | 7,642 | 7 | 0.10% |
| | うち貸出証券 | 150 | 0 | 0.30% | 512 | 1 | 0.31% |
| | うち預け金 | - | - | - | - | - | - |
| | 資金運用収入・資金粗利鞘 | 7,119 | 6 | 0.08% | 7,130 | 6 | 0.08% |
| 国際業務 | 資金運用勘定 | 0 | 0 | 0.01% | 0 | 0 | 0.00% |
| | うち貸出証券 | - | - | - | - | - | - |
| | うち預け金 | 0 | 0 | 0.01% | 0 | 0 | 0.00% |
| | 資金運用収入・資金粗利鞘 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 資金運用勘定 | 7,269 | 6 | 0.09% | 7,643 | 7 | 0.10% |
| | うち貸出証券 | 150 | 0 | 0.30% | 512 | 1 | 0.31% |
| | うち預け金 | 7,119 | 6 | 0.08% | 7,131 | 6 | 0.08% |
| | 資金運用収入・資金粗利鞘 | - | 6 | 0.09% | - | 7 | 0.10% |

受取・支払利息の分析

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|------|----------|---------|-----|----------|---------|-----|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 国内業務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 国際業務 | △0 | △0 | △0 | 0 | △0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

利益率

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|------------|----------|----------|
| 総資産経常利益率 | 3.65% | 7.33% |
| 自己資本経常利益率 | 4.58% | 8.58% |
| 総資産当期純利益率 | 2.45% | 4.16% |
| 自己資本当期純利益率 | 3.07% | 4.88% |

(注) $\frac{\text{経常利益(または当期純利益)}}{\text{総資産平均残高(または自己資本勘定平均残高)}} \times 100$

※自己資本…純資産の部合計-新株予約権-少数株主持分 (ただし、新株予約権および少数株主持分はありません。)

営業経費の内訳

(単位:百万円)

| 科目 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|--------|----------|----------|
| 給料・手当 | 470 | 502 |
| 賞与引当金 | 102 | 119 |
| 役員賞与 | 12 | 15 |
| 出向者利退 | 67 | 69 |
| 福祉厚償 | 98 | 103 |
| 減価償却 | 15 | 34 |
| 土地建物機械 | 95 | 96 |
| 消耗品 | 19 | 20 |
| 給水光熱 | 7 | 4 |
| 旅通 | 3 | 3 |
| 諸会費 | 1 | 0 |
| 租税 | 2 | 2 |
| その他 | 6 | 6 |
| 合計 | 46 | 53 |
| | 102 | 127 |
| | 1,052 | 1,159 |

資産の状況

貸出金残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|------|----|----------|----------|
| 国内業務 | 付付 | - | - |
| | 越形 | 1,000 | - |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |
| 国際業務 | 付付 | - | - |
| | 越形 | - | - |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |
| 合計 | 付付 | - | - |
| | 越形 | 1,000 | - |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |

貸出金平均残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|------|----|----------|----------|
| 国内業務 | 付付 | - | - |
| | 越形 | 150 | 512 |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |
| 国際業務 | 付付 | - | - |
| | 越形 | - | - |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |
| 合計 | 付付 | - | - |
| | 越形 | 150 | 512 |
| | 手形 | - | - |
| | 貸付 | - | - |

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|------|-----|----------|---|---|----------|---|---|
| 1年以下 | 変動金 | - | - | - | - | - | - |
| | 固定金 | 1000 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 変動金 | - | - | - | - | - | - |
| | 固定金 | 1000 | - | - | - | - | - |

貸出金の担保種類別残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|--------------|-----|----------|---|---|----------|---|---|
| 有価証券 | 債券 | - | - | - | - | - | - |
| 商不 | 不動産 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 小計 | - | - | - | - | - | - |
| 保証 | 信用 | 1,000 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 小計 | 1,000 | - | - | - | - | - |
| (うち劣後特約付貸出金) | | (-) | - | - | (-) | - | - |

支払承諾見返の担保種類別残高

該当事項はありません。

貸出金の使途別残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|----|----|----------|---|---|----------|---|---|
| 設備 | 資金 | - | - | - | - | - | - |
| 運転 | 資金 | 1,000 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 計 | 1,000 | - | - | - | - | - |

貸出金の業種別残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|--------|-------|----------|---|---|----------|---|---|
| 金融・保険業 | 金額 | 1,000 | - | - | - | - | - |
| | (構成比) | (100.0%) | - | - | (-%) | - | - |
| 合計 | 金額 | 1,000 | - | - | - | - | - |
| | (構成比) | (100.0%) | - | - | (-%) | - | - |

中小企業に対する貸出金残高

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | 2019年3月期 | | |
|--------------------|--|----------|---|---|----------|---|---|
| 総貸出金 (A) | | 1,000 | - | - | - | - | - |
| 中小企業等に対する貸出金残高 (B) | | 1,000 | - | - | - | - | - |
| 比率 (%) (B/A) | | 100.0% | - | - | -% | - | - |

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人です。

金銭の信託関係

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | | | | 2019年3月期 | | | | |
|-----------|----------|----------|------|-----|-----|----------|----------|------|-----|-----|
| | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
| その他の金銭の信託 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - |

貸倒引当金の残高および期中増減額

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|------------|----------|--------|----------|--------|
| | | 前期末比増減 | | 前期末比増減 |
| 一般貸倒引当金 | 0 | 0 | - | △0 |
| 個別貸倒引当金 | - | - | - | - |
| 特定海外債権引当勘定 | - | - | - | - |
| 合 計 | 0 | 0 | - | △0 |

金融再生法に基づく資産査定状況

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|-------------------|----------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | - | - |
| 危険債権 | - | - |
| 要管理債権 | - | - |
| 正常債権 | 1,000 | - |
| 合 計 | 1,000 | - |

自己資本の充実の状況（国内基準）

自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

| 項目 | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|--|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | | 経過措置による 不算入額 | | 経過措置による 不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目（1） | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | 7,333 | | 7,699 | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | 5,000 | | 5,000 | |
| うち、利益剰余金の額 | 2,333 | | 2,699 | |
| うち、自己株式の額(△) | - | | - | |
| うち、社外流出予定額(△) | - | | - | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | | - | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 0 | | - | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 0 | | - | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | | - | |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 7,333 | | 7,699 | |
| コア資本に係る調整項目（2） | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 63 | 15 | 1 | |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - | - | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 63 | 15 | 1 | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | - | - | - | |
| 適格引当金不足額 | - | - | - | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - | - | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - | - | |
| 前払年金費用の額 | - | - | - | |
| 自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | - | - | - | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - | - | |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | - | - | - | |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - | - | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額 | - | - | - | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - | - | |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - | - | |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額 | - | - | - | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - | - | |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 63 | | 1 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ))（ハ） | 7,270 | | 7,698 | |
| リスク・アセット等（3） | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 1,119 | | 702 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 15 | | - | |
| うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー | - | | - | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 15 | | - | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 2,538 | | 2,773 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 3,658 | | 3,475 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 198.74% | | 221.53% | |

- (注) 1. 自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に基づき定められた算式に基づき算出しております。
2. 信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。
3. オペレーショナル・リスクの計測手法は粗利益配分手法を採用しております。
4. マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当社は、株式会社新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「リスク管理ポリシー」に基づき「市場リスク及び信用リスク管理基準」において、投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、合同運用指定金銭信託事業において、信託勘定の流動性補完を目的として自社信託勘定への貸付を行っており、当該貸出金を証券化エクスポージャー(銀行が「投資家」として保有する証券化エクスポージャー)に分類しております。当該証券化エクスポージャーは一般的な貸出金取引と同様に市場リスク、信用リスク等のリスクを有しております。

また、貸出金については、社内規程等で貸付が発生する取引の限定や貸付限度額の決定を行っているほか、貸出先の信託勘定における格付け等の信用情報の把握を行うことにより管理を行っております。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで

(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

上記、証券化エクスポージャーについては、リスク管理委員会等の社内委員会を通じて、スキーム構造の理解やリスクの把握、裏付資産のデフォルト状況や格付けの把握を行っております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はありません。

ニ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社は自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法については標準的手法を採用しております。

ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。

ヘ. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当事項はありません。

ト. 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

チ. 証券化取引に関する会計方針

金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。

リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

当社が保有する証券化エクスポージャーは、合同運用指定金銭信託事業に係る貸出金のみであり、リスク・ウェイトの判定には、格付投資情報センター(R&I)を適格格付機関として使用しております。

ヌ. 内部評価方式を用いている場合には、その概要

該当事項はありません。

ル. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当事項はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクの定義・分類、基本認識・指針および手続

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性(多様性等)に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めていますが、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

(2) オペレーショナル・リスクの管理体制

オペレーショナル・リスクについては、その対象領域が広範であることに加え、その損失額・発生頻度も幅広く、リスク顕在化の背後に複数の要因が関係することも多いことから、このようなリスク特性に対応すべく、各領域に対して専門管理部署を特定するとともに、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握およびリスクの一元管理を実現するものとしています。

●組織体制およびそれぞれの役割と責任

① 取締役会

取締役会は以下の事項につき承認し、その責任を負います。

- ・ オペレーショナル・リスク管理規程およびオペレーショナル・リスク管理に関連するポリシーの制定・改廃
- ・ 業務部門からの独立性が確保されたリスク管理部門およびリスク管理担当役員の設置と見直し等、オペレーショナル・リスク管理体制を有効なものとする組織、事務分掌の決定

6. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項(続き)

② リスク管理委員会

当委員会は、リスクの網羅的な把握と一元管理を実現するための機関であり、オペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理部門からの管理状況の報告により、リスクに関する状況を把握し、その評価、分析、および対策について協議し方向性を決定します。

事件・事故・苦情等に関する報告は、その発生から解決に至るまで継続的に行うこととし、継続的なモニタリング体制を維持します。なお、重要な事項については、リスク管理担当役員を通じて、取締役会へ報告します。

③ リスク管理担当役員

リスク管理担当役員は、営業部門から独立した立場で以下の役割を担い、その責任を負います。なお、当該担当役員は、取締役会を構成する取締役としています。

- ・ オペレーショナル・リスク管理の実務運営を担う専門部署の設置とその要員確保等、オペレーショナル・リスク管理体制の整備、運営、統轄
- ・ 取締役会が決定したオペレーショナル・リスク管理方針の実施のための具体的な施策の決定
- ・ 自店検査の統轄
- ・ 社長および取締役会に対するリスク管理状況の報告

④ リスク管理部門

経営管理部、審査部、システム部、財務経理部を「リスク管理部門」とし、それぞれ特定された所管リスク領域について、業務部門からの独立性確保の下、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 各リスク領域管理のための基準等の立案
- ・ リスク状況のモニタリングによる事件・事故等の把握と影響度の評価・分析、および各業務部門の防止策の策定支援
- ・ リスク管理担当役員へのリスク状況の報告
- ・ リスク管理に関する各委員会の運営
- ・ リスク管理上必要なインフラ、制度の導入推進
- ・ リスクの計量化およびリスク資本の運営

なお、経営管理部は、リスク統轄部署として、すべてのリスク領域に関する状況を把握し、横断的な管理体制を維持するとともに、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、その改善を推進します。

⑤ 業務部門

営業部門である営業部、およびその後方事務に携わる受託管理部を「業務部門」とし、所管業務に最も精通したリスク管理の第一の砦として、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 所管業務に関するリスク状況の把握・管理・予防
- ・ リスクの認知、事件・事故等発生時のリスク管理部門への速やかな報告
- ・ リスク管理上必要な事項のリスク管理部門への報告
- ・ 要員管理
- ・ 所管業務手続等の整備
- ・ リスク管理部門との連携による業務継続計画の策定

⑥ 監査部

監査部は、業務部門およびリスク管理部門に対する定期的な業務監査を通じ、独立した立場で、オペレーショナル・リスク管理規程およびその他の関連規程に定める管理が効果的に実施されていることを検証します。また、業務監査の結果をもとに各部門にリスク管理向上のために必要な助言を行います。

●リスクの管理・削減

オペレーショナル・リスクの管理、削減策としては、リスクの高い業務の展開に関する再検討、内部統制の更なる強化、保険の購入が挙げられます。

各領域のリスク管理部門は、1)事件・事故に関する分析等を通じた管理指針の整備、2)各業務部門が策定する規程のチェック、3)リスク管理の観点からの指導・研修に取り組みます。特に、経営管理部は、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、全社的なリスク管理体制の向上に努めます。また、経営管理部および財務経理部は、計測されたオペレーショナル・リスク相当額と信用リスク・アセットの額および自己資本額に基づき、自己資本比率の管理を行います。

各領域のリスク管理部門は、調査・分析に基づき、リスク軽減に資する保険の付保と維持について、経営に対して必要な提言を行うとともに、業務部門が保有する保険の付保状況を定期的に把握し、その効率性等に関する助言を行います。

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
粗利益配分手法を使用しております。

7. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。また、毎四半期に開催されるリスク管理委員会及び取締役会において、計測した金利リスクの報告を行っております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

当社は、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などを行っており、外部負債による資金調達も行っていません。また、上述のとおり、「リスク管理ポリシー」において、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めていることから、計測される金利リスクは極めて限定的になります。

2019年3月期末においては、前事業年度末と同様に金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|--|--------------|------------|--------------|------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本の額 | リスク・アセット | 所要自己資本の額 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 1,119 | 45 | 702 | 29 |
| 現金 | - | - | - | - |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | - | - | - | - |
| 国際決済銀行等向け | - | - | - | - |
| 我が国の地方公共団体向け | - | - | - | - |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | - | - | - | - |
| 国際開発銀行向け | - | - | - | - |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | - | - | - |
| 地方三公社向け | - | - | - | - |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業向け | 200 | 9 | 287 | 12 |
| 法人等向け | 71 | 3 | 107 | 5 |
| 中小企業等向け及び個人向け | - | - | - | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 | - | - | - | - |
| 取立未済手形 | - | - | - | - |
| 信用保証協会等による保証付 | - | - | - | - |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | - | - | - | - |
| 出資等 | - | - | - | - |
| うち、出資等のエクスポージャー | - | - | - | - |
| うち、重要な出資のエクスポージャー | - | - | - | - |
| 上記以外 | 330 | 14 | 306 | 13 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | - | - | - | - |
| うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 267 | 11 | 257 | 11 |
| うち、上記以外のエクスポージャー | 62 | 3 | 49 | 2 |
| 証券化(オリジネーターの場合) | - | - | - | - |
| うち、再証券化 | - | - | - | - |
| 証券化(オリジネーター以外の場合) | 500 | 21 | - | - |
| うち、再証券化 | - | - | - | - |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | - | - | - | - |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 15 | 1 | - | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | - | - | - | - |
| オペレーショナル・リスク(粗利益配分手法) | 2,538 | 102 | 2,773 | 111 |
| 合 計 | 3,658 | 147 | 3,475 | 140 |

(注) 1. 個々の所要自己資本の額は切上表示をし、所要自己資本の額の合計は、各所要自己資本の額の合計に対し切上表示を行っていません。
2. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

| | | 2018年3月期 | | | | |
|-------|------------|-----------|-----------|------|-------|-------|
| | | 現金 預け金 | 金銭の 信託 | 有価証券 | その他 | 合計 |
| 地域別 | 内 | 6,492 | 0 | - | 421 | 6,914 |
| | 外 | 0 | - | - | 2 | 2 |
| | 計 | 6,493 | 0 | - | 423 | 6,916 |
| 業種別 | 金融・保険業 | 6,493 | 0 | - | 132 | 6,626 |
| | 地方公共団体 | - | - | - | 35 | 35 |
| | その他 | - | - | - | 255 | 255 |
| | 計 | 6,493 | 0 | - | 423 | 6,916 |
| 残存期間別 | 1年以下 | - | 0 | - | 107 | 107 |
| | 1年超3年以下 | - | - | - | - | - |
| | 3年超5年以下 | - | - | - | - | - |
| | 5年超7年以下 | - | - | - | - | - |
| | 7年超10年以下 | - | - | - | - | - |
| | 10年超 | - | - | - | - | - |
| | 期間の定めのないもの | 6,493 | - | - | 315 | 6,809 |
| 計 | 6,493 | 0 | - | 423 | 6,916 | |

(単位:百万円)

| | | 2019年3月期 | | | | |
|-------|------------|-----------|-----------|------|-------|-------|
| | | 現金 預け金 | 金銭の 信託 | 有価証券 | その他 | 合計 |
| 地域別 | 内 | 9,184 | - | - | 435 | 9,619 |
| | 外 | 7 | - | - | 1 | 9 |
| | 計 | 9,192 | - | - | 436 | 9,629 |
| 業種別 | 金融・保険業 | 9,192 | - | - | 142 | 9,334 |
| | 地方公共団体 | - | - | - | 35 | 35 |
| | その他 | - | - | - | 259 | 259 |
| | 計 | 9,192 | - | - | 436 | 9,629 |
| 残存期間別 | 1年以下 | - | - | - | 154 | 154 |
| | 1年超3年以下 | - | - | - | - | - |
| | 3年超5年以下 | - | - | - | - | - |
| | 5年超7年以下 | - | - | - | - | - |
| | 7年超10年以下 | - | - | - | - | - |
| | 10年超 | - | - | - | - | - |
| | 期間の定めのないもの | 9,192 | - | - | 282 | 9,474 |
| 計 | 9,192 | - | - | 436 | 9,629 | |

- (注) 1. 信託財産から収受する信託報酬等に係る資産(未収収益、未収入金)は、業種別の「その他」に含めております。
2. 期間の判別のできないものは、「期間の定めのないもの」に含めております。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当事項はありません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の残高及び期中の増減額
証券化エクスポージャーを除き、貸倒引当金を計上しているエクスポージャーはありません。

(4) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当事項はありません。

(5) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト区分(%) | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|---------------|----------|------------------|----------|------------------|
| | | 外部格付けを 参照するもの | | 外部格付けを 参照するもの |
| 0% | 5,654 | - | 7,929 | - |
| 10% | - | - | - | - |
| 20% | 1,004 | 1,004 | 1,439 | 1,439 |
| 35% | - | - | - | - |
| 50% | - | - | - | - |
| 75% | - | - | - | - |
| 100% | 150 | - | 156 | - |
| 150% | - | - | - | - |
| 250% | 107 | - | 102 | - |
| 1250% | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 計 | 6,916 | 1,004 | 9,629 | 1,439 |

- (注) 1. 中央政府および中央銀行等の公共部門、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーについては、所在する国の格付けのリスク・ウェイトにより区分しております。
2. 円建ての日本国向けエクスポージャー等の「外部格付けによらずリスク・ウェイトが定められているエクスポージャー」については、「外部格付けを参照するもの」の区分に含めておりません。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットに算入したのものについても集計の対象としております。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当事項はありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

| 原資産の種類 | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|--------|----------|-----------|----------|-----------|
| | | うち、再証券化の額 | | うち、再証券化の額 |
| 貸付債権等 | 1,000 | - | - | - |
| 合計 | 1,000 | - | - | - |

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト区分(%) | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
|-----------------|--------------|-----------|----------|----------|
| | | 所要自己資本の額 | | 所要自己資本の額 |
| 50% (うち再証券化) | 1,000 (-) | 21 (-) | - (-) | - (-) |
| 合計 | 1,000 | 21 | - | - |

(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項はありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当事項はありません。

4. 金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

| 項番 | | イ | | ロ | | ハ | | ニ | |
|----|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | EVE | | EVE | | INI | | INI | |
| | | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
| 1 | 上方パラレルシフト | | - | | | | | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | | - | | | | | | |
| 3 | スティープ化 | | | | | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | | | | | |
| 7 | 最大値 | | | | | | | | |
| | | ホ | | | | ヘ | | | |
| 8 | 自己資本の額 | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | | 2018年3月期 | | 2019年3月期 | |
| | | | | | | | | 7,698 | |

(注) 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

報酬等に関する開示

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および非常勤の社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

該当事項はありません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

当社の役員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。出向役員が受ける報酬等は同行の報酬制度に基づいて決定され、同行からの支給となります。当社の負担額については、同行からの請求に基づき、当社から同行へ毎月支払いを行っております。「高額な報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。当事業年度において「対象役員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員はおりません。

なお、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用(勤務費用)の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の上限総額(取締役:年額120百万円以内、監査役:年額24百万円以内)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、全取締役の同意を条件に、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の取締役においても、当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員でありますので、次項②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

② 対象従業員等の報酬等の決定について

当社の役員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。当社および同行の人事規程にて、同行から出向している役員については、原則として同行の基準に従うものとしております。当社における従業員の報酬等は、同行の報酬制度に基づいて、決定され、支払われております。同行の当該報酬制度は、業務推進部門から独立した同行の人事部において、同行の経営方針・人事ポリシーに基づき、その制度設計・文書化がなされております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当社における対象役員の報酬等の決定においては、各役員の職責および担当業務において必要とされる能力に応じたものとし、説明責任、業績貢献度を適正に評価して決定しております。

役員の報酬等は株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会が社外取締役を含む全取締役の同意を条件に社長に一任したのち、社長が決定し、監査役の監査を受けております。監査役の報酬の個人別の配分についても、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む全監査役の協議により決定しております。

② 「対象従業員等」の報酬等に関する方針

当社における対象従業員等の報酬等の決定においては、業務計画に基づいた、具体的成果目標に対する達成の評価、業績への貢献度に応じて決定しております。定量目標だけでなく、定性目標の達成も重視し、短期的な成果のみに偏らない評価を行っております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

該当事項はありません。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で取締役および監査役それぞれの報酬総額が決議され、個別には取締役会および社長または監査役の協議により決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当社の財務状況等を勘案のうえ、決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項

当社は、対象役職員の報酬等のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはなっていません。

5. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自2018年4月1日至2019年3月31日)

(単位:百万円)

| 区分 | 人数 | 報酬等の総額 | 固定報酬の総額 | | | 変動報酬の総額 | 報酬の内訳 | | | 退職慰労金 | その他 |
|------|----|--------|---------|----------------|-----|---------|-------|----|-----|-------|-----|
| | | | 基本報酬 | 株式報酬型ストックオプション | その他 | | 基本報酬 | 賞与 | その他 | | |
| 対象役員 | 7人 | 93 | 63 | 63 | - | 22 | - | 22 | - | 6 | - |

- (注) 1. 当社が報酬等支給している対象役員は、常勤取締役6名(退任した取締役2名を含む)、常勤監査役1名の計7名になります。なお、対象役員のうち、非常勤取締役については、当社が負担している報酬等がないため、上表の人数および対象役員の平均報酬額の計算に含めておりません。
2. 対象役員の報酬額には、当事業年度に支払った役員就任期間に対応する報酬を集計しており、役員就任前の従業員としての報酬を含みません。また、支給人数を年間で平残すると5.0名となります。対象従業員等は、当事業年度中の当社と同行との資金決済額が対象役員の平均報酬額以上の者を対象としておりますが、当事業年度に該当となるものはおりません。
3. 対象役員が従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている場合、当該賃金を対象役員の報酬に含めて算定します。
4. 当事業年度中の当社と新生銀行(以下、「同行」)との資金決済において、従業員時の報酬を含む対象役員の報酬総額は93百万円となります。また、支給人数を年間で平残すると5.0名となります。対象従業員等は、当事業年度中の当社と同行との資金決済額が対象役員の平均報酬額以上の者を対象としておりますが、当事業年度に該当となるものはおりません。
5. 報酬の内訳に関する特記事項は以下のとおりです。
- a. 変動報酬の総額
賞与には、当事業年度中に支給し、同行から請求を受けた額22百万円を計上しております。
- b. 退職慰労金
当事業年度に発生したと認められ、同行から請求を受けた退職給付費用(勤務費用)の額6百万円を計上しております。

索引（法定開示項目一覧）

I 業務および財産の状況に関する事項（銀行法施行規則第19条の2）

| 項目 | 掲載ページ | 項目 | 掲載ページ |
|--|-------|---|-------|
| 1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | | (4) 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 | 23 |
| イ 経営の組織 | 12 | (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 23 |
| ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項 | | (6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 23 |
| (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称） | 表紙裏 | (7) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高 | 該当なし |
| (2) 各株主の持株数 | 表紙裏 | (8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 | 該当なし |
| (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 | 表紙裏 | 有価証券に関する指標 | |
| ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名 | 12 | (1) 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 | 該当なし |
| ニ 会計参与の氏名又は名称 | 該当なし | (2) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 | 該当なし |
| ホ 会計監査人の氏名又は名称 | 15 | (3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高 | 該当なし |
| ヘ 営業所の名称及び所在地 | 表紙裏 | (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証券率の期末値及び期中平均値 | 該当なし |
| ト 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する事項 | 該当なし | 信託業務に関する指標 | |
| チ 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する事項 | 該当なし | (1) 信託財産残高表（注記事項を含む。） | 19 |
| 2. 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。） | 2-4 | (2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高 | 19 |
| 3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの | | (3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 | 該当なし |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | 13-14 | (4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 | 19 |
| ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | | (5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 | 20 |
| (1) 経常収益 | 14 | (6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 | 19 |
| (2) 経常利益又は経常損失 | 14 | (7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 | 19 |
| (3) 当期純利益若しくは当期純損失 | 14 | (8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 | 20 |
| (4) 資本金及び発行済株式の総数 | 14 | (9) 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 | 20 |
| (5) 純資産額 | 14 | (10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 20 |
| (6) 総資産額 | 14 | (11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 20 |
| (7) 預金残高 | 該当なし | (12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高 | 19 |
| (8) 貸出金残高 | 14 | 4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項 | |
| (9) 有価証券残高 | 14 | イ リスク管理の体制 | 10-11 |
| (10) 単体自己資本比率 | 14 | ロ 法令遵守の体制 | 8-10 |
| (11) 配当性向 | 14 | ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 5 |
| (12) 従業員数 | 14 | ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 | |
| (13) 信託報酬 | 14 | (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 | 10 |
| (14) 信託勘定貸出金残高 | 14 | (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 該当なし |
| (15) 信託勘定有価証券残高 | 14 | 5. 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| (16) 信託財産額 | 14 | イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 | 15-18 |
| ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標 | | ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| 主要な業務の状況を示す指標 | | (1) 破綻先債権に該当する貸出金 | 該当なし |
| (1) 業務粗利益及び業務粗利益率 | 21 | | |
| (2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 | 21 | | |
| (3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 | 21 | | |
| (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 | 21 | | |
| (5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 21 | | |
| (6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 21 | | |
| 預金に関する指標 | | | |
| (1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 | 該当なし | | |
| (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 | 該当なし | | |
| 貸出金等に関する指標 | | | |
| (1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 22 | | |
| (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 | 23 | | |
| (3) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額 | 23 | | |

| 項目 | 掲載ページ | 項目 | 掲載ページ |
|---|-------------------|--|-------|
| (2) 延滞債権に該当する貸出金 | 該当なし | チ 貸出金償却の額 | 該当なし |
| (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 該当なし | リ 法第20条第1項の規定により作成した書面(同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 | 15 |
| (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 該当なし | ス 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 | 該当なし |
| ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 | 該当なし | ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 | 該当なし |
| ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | 25-30 | 6. 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの | 31 |
| ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項 | 海外営業拠点をもたないため掲載なし | 7. 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象 | 該当なし |
| ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | | | |
| (1) 有価証券 | 該当なし | | |
| (2) 金銭の信託 | 23 | | |
| (3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引 | 該当なし | | |
| ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 24 | | |

II 自己資本の充実の状況(平成26年金融庁告示第7号)

| 項目 | 掲載ページ | 項目 | 掲載ページ |
|--|-------|--|-------|
| 1. 自己資本の構成に関する開示事項 | 25 | 3. 定量的な開示事項 | |
| 2. 定性的な開示事項 | | (1) 自己資本の充実度に関する事項 | 28 |
| (1) 自己資本調達手段の概要 | 26 | (2) 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項 | 29 |
| (2) 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 26 | (3) 信用リスク削減手法に関する事項 | 該当なし |
| (3) 信用リスクに関する事項 | 26 | (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 該当なし |
| (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 26 | (5) 証券化エクスポージャーに関する事項 | 30 |
| (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 該当なし | (6) マーケット・リスクに関する事項 | 該当なし |
| (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 | 26 | (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | 該当なし |
| (7) マーケット・リスクに関する事項 | 該当なし | (8) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 該当なし |
| (8) オペレーショナル・リスクに関する事項 | 26-27 | (9) 金利リスクに関する事項 | 30 |
| (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 該当なし | | |
| (10) 金利リスクに関する事項 | 27 | | |

III 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項(平成24年金融庁告示第21号)

| 項目 | 掲載ページ | 項目 | 掲載ページ |
|-------------------------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 1. 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項 | 31 | 4. 対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項 | 31 |
| 2. 対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項 | 31 | 5. 対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項 | 31 |
| 3. 対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項 | 31 | 6. 対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項 | 該当なし |

IV 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に基づく開示項目

| 項目 | 掲載ページ |
|----------------------|-------|
| 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 24 |
| 2. 危険債権 | 24 |
| 3. 要管理債権 | 24 |
| 4. 正常債権 | 24 |

新生信託銀行株式会社

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

日本橋室町野村ビル

TEL: 03-6880-6200

URL: <http://www.shinseitrust.com>